

## 新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項

(令和3年4月28日開催分)

令和3年4月27日に発表された「奈良県緊急対処措置」を受けて、橿原市は以下の内容の実施を決定。

### 【市内飲食店・カラオケ店への時短要請及び協力金の支給について】

- ・令和3年5月2日から5月11日の期間、橿原市内の飲食店・カラオケ店に対し営業時間を午後8時までとする短縮要請を行う。  
営業時間短縮の協力のあった店舗に対して、「橿原市時短要請協力金」を支給する。

### 【新型コロナウイルス対策認証事業所の認証制度について】

- ・奈良県は、感染防止対策を適切に実施する店舗を市町村とともに認証する制度を創設し、認証取得に向けた設備導入など、感染防止対策に取り組む店舗に対し、財政的な支援を実施することから、市は県に協力し事業を進める。

### 【公共施設の休館等について】

- ・橿原市の公共施設等の一部を除き、令和3年5月1日から5月11日の期間、休館する。（「公共施設の開館・休館状況」参照）
- ・保育所での延長保育や土曜保育、一時預かり保育を可能な範囲で利用を控えてもらうよう要請する。
- ・ゴールデンウィーク（5月2日～5日）の休日夜間応急診療所は開設する。

### 【市主催イベントの中止について】

- ・令和3年5月1日から5月11日の期間の市主催のイベントは、全て中止する。

### 【学校活動について】

- ・学校の部活動の一部自粛を継続するとともに、学校体育施設開放事業について、令和3年5月1日から5月11日の期間は中止する。

**【市民への周知について】**

- ・ 本会議の決定事項を、市ホームページやかしはら安全・安心メール、LINE 等の SNS や近鉄八木駅前のかしはらナビプラザ大型 LED ビジョン等を使用し市民に周知を図る。